

# 「農業委員会の仕事」

- File. 2 -

このコーナーでは、農業委員会の皆さんがどのような役割を担っていて、地域や農家の方などのためにどのような仕事をされているのかを紹介します。



## 農業委員会とは

農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件に対する意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に、農地に関するさまざまな事務を担っている行政委員会のことをいいます。

また、農業委員会は議決権を持つ13名の「農業委員」と議決権を持たない7名の「農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」）」の皆さんで構成されており、それぞれの役割のもと地域や農家の方などのために日々活動しています。

## 主な仕事内容

基本業務として、月に一度、毎月開催される農業委員会定例総会（以下、「定例総会」）において、農地に関するさまざまな議案に対して意見具申するとともに、どう対処すべきかなどを審議した上で議決します。

### 【農地の利用状況調査】

遊休農地（耕作放棄地や周辺農地と比べて著しく状態が劣っている農地）の実態把握と発生防止・解消対策や農地の違反転用防止対策として、毎年、農地パトロールによる現地確認を行っています。

農地パトロールは、農業委員と推進委員が各担当地区内を一緒に

巡回し、その結果に基づき違反転用解消に向けた指導の実施や、遊休農地の所有者に対する農地の利用意向調査を実施することで遊休農地の解消を促進しています。

### 【農地などの悩みをサポート】

農地に関する要望や悩みなどの情報を収集し、担当地区内または定例総会の場で情報提供をしながら貸し手と受け手のマッチングを図り、農地中間管理事業などを推進することで地域の担い手に対する農地集積、農地を手放したい方などへのサポートをしています。

### 【新規就農者へのサポート】

新規就農者をサポートする農業次世代人材投資事業において、新規就農者の経営が安定するまでの最長5年間、各担当地区の推進委員が農地部門のサポートメンバーとして、農地に関するさまざまなアドバイスなどを行い、地域の相談役として新規就農者をサポートしています。

## 用語解説

【農地転用】農地を農地以外のものにする（農地転用をする場合は、原則として農地法に基づく許可申請が必要となります）

【違反転用】転用の許可が必要とされるにも関わらず、その許可を受けずに農地以外の用途で農地を利用していること

### 【農地に関する現地立ち合い】

農地の地目を変更する際など、農地の状況を確認するべく各担当地区の農業委員と推進委員が地権者と現地で立ち合い、該当箇所が農地であるか、もしくは非農地であるかなどを判断します。

農地法の観点からすると、登記上で農地（田や畑）の地目となっていないも、現在の状況がどういう状態であるかといったことが判断基準となるため、農業委員会によるこの確認は非常に重要なこととなります。

### 【農業に関する相談役】

農業委員会には、農業に関するさまざまな相談が寄せられます。近年では、農業経営者（後継者）が不足していることも影響し、非農業者の方から農地の維持管理（用水代の支払いや草刈りなど）が困難であることや、農地を手放したいなどといった相談が増えています。

## 用語解説

【農地中間管理事業】農地の貸し手と借り手のマッチングや各種交渉などを行う農地中間管理機構を介して農地の貸し借りが行えます

【農業次世代人材投資事業】国が行う就農支援制度で、新規就農者や就農のために研修を受ける方が補助金を受けられます

## 芝山町の農業に関する課題および打開策とは

これは芝山町だけに限ったことではありませんが、後継者（担い手）不足などによる遊休農地の増加が大きな課題となっています。それらを打開するためには、担い手の確保が重要であり、経営拡大のサポートや農業をやりたいと思っただけの方たちへのサポートなどが必要となります。

現在も農地中間管理事業や農業次世代人材投資事業などを推進し、地区の話し合いの場や農業者同士の交流の場を設けるなど、役場の農政係とも連携を取りながら

いろいろな支援事業を活用しています。まだまだ必要とされていることは多いですが、農業者の方にとって有益となるようなさらなる情報発信が必要となります。

農地や農業に関して困ったことや聞きたいことなどがあれば、農業委員会事務局（☎77-3920）もしくは担当地区の農業委員・推進委員にご相談ください。

農業に関する地域の身近な相談役として、親身に問題解決のサポートをしています。



▲定例総会において議案資料に目を通す農業委員さん



## 農業委員会会長へインタビュー

Interview

### 伊藤 正明さん

◎平成28年4月から3年間農地利用最適化推進委員を務め、2期目となる平成31年4月から現体制の農業委員会会長を務められています。

### 地域での農業委員会の役割とは——

地域の人々の食生活を豊かにし安心・安全な農産物が生産されるためには、優良農地の確保が必要とされているのでいろいろな事業を活用しながら、その部分をサポートすることが特に重要な役割であると考えています。

### 農業委員会会長として心掛けていることは——

農地法は非常に複雑で難しく、農地取引などでトラブルになることもあるため、さまざまな事案に対して責任感をもって十分に審議した上で決議するように心掛けています。

また、農業委員会の枠にとらわれず、いろいろな人が集まる場所でも農業に関する情報の収集や発信を行うように意識しています。

### 町の農業に関する課題とは——

農業従事者の高齢化や後継者不足、新規参入者の経営拡大などが課題となっており、成田国際空港の機能強化に伴う農地の移転対策なども、芝山町ならではの大きな課題であると思っています。

### 課題に対する解決策とは——

行政という立場からいろいろな事業や補助金などを推進しながら、農業者をサポートしていくことが重要であると考えています。

また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで経済などが動くことが予想されるので、それらを機運に農業界にも新しい風が吹けばよいなと思っています。

### 【農業委員会の活動記録】

今年度は農業委員会の皆さんが積極的に推進活動を図ったことで、農業者の方が老後の備えとして受け取れる「農業者年金」の加入率が高いそうです。



◀委員さんごとに、1年間を通してどのような活動をしたのかを細かく記録する「農業委員会活動記録簿」

### ピックアップ!

- ◎農業委員会の皆さんの身分は「特別職の地方公務員」となります。
- ◎農業委員会の活動では、町内を全7地区に区分し、各地区に農業委員と推進委員が各1名ずつ担当しています。

※広報しばやま令和元年5月号で農業委員会の皆さんを紹介していますので、ぜひご自身の地区の委員さんをご確認ください。

### 農業委員会で活動する皆さん

◎農業委員 鈴木 房江さん  
農業委員になって2期目となりますが、近隣の農地について荒れていないかなどの状況を意識的に気にかけています。

地区の集まりなどは男性（夫）が参加することが多いので、直接地区の声を聞く機会が少ないことや、担当エリアでも知人が少ない遠くの地区で活動するときの難しさを感じることもあります。責任感を持ち日々活動しています。

### ◎推進委員 中村 新一郎さん

昨年の4月から推進委員として活動していますが、もともと地区の集まりの中で直接声を聞くことが多かったため、そこで得たことを農業委員会との情報のパイプ役になれるように心掛けています。

ただ、情報を収集することができてこそ出た農業に関する課題や問題については、すぐに解決することは簡単なことではないと感じることが多いです。



▲農地の立ち合いを確認をする鈴木さん（写真左）と中村さん（写真中央）